

強度スコア（順に $\beta = -0.130$ ）であった。

D. 考察

まず、一般人口、即ち保育園や小学校に通う子どもと母親を対象とした本研究において、幼児を養育する母親の 11.8% にうつ病が疑われた。産後うつ病については地域保健の分野でも高い関心が示されており、多くの研究が行われているが、産後というカテゴリーを離れて幼児を養育する母親のうつ病はそれほど注目されていない。今回の調査からは、産後うつ病とほぼ匹敵する頻度で、幼児を養育する母親にもうつ病の可能性があることが指摘できた。

被災地などうつ病の発症リスクが高くなる地域では女性のうつ病に対し、広いスパンで目を向けていく必要がある。

うつ病が疑われる母親は親としての自己評価が低く、子どもの問題行動については、その強度も、また問題性についても、うつ病を疑わない母親よりも強く訴えることが確認された。また、重回帰分析を用いた分析では、うつ病の母親は子どもの行動を量的な評価よりも問題性があると捉える傾向にあることも確認された。

近年では子どもの発達障害が注目を浴びており、発達に関する相談も頻繁に行われているが、その評価のなかに親の抑うつが組み込まれることは比較的少ない。しかし今回の研究の結果を鑑みると、とくに母親の抑うつを子どもの行動上の問題と同時に評価することは、子どもの問題行動を客観的に評価するためにも、また、その後の介入を計画するために非常に重要なポイントになると考えられた。

E. 文献

- Gunlicks, M. L., & Weissman, M. M. (2008). Change in child psychopathology with improvement in parental depression: a systematic review. *Journal of the American Academy of Child & Adolescent Psychiatry*, 47(4), 379-389.
- Sheila M. Eyberg and Arthur W. Ross: Assessment of Child Behavior Problems: The Validation of a New Inventory. *Journal of Clinical Child Psychology*, Summer; 113-116, 1978
- Whooley, M. A., Avins, A. L., Miranda, J., & Browner, W. S. (1997). Case-finding instruments for depression. *Journal of general internal medicine*, 12(7), 439-445.
- 鈴木竜世, 野畠綾子, 金直淑ら(2003). 職域のうつ病発見および介入における質問紙法の有用性検討—Two-question case-finding instrument と Beck Depression Inventory を用いて. 精神医学, 45(7), 699-708.

F. 関連業績

著作

加茂登志子：反応性アタッチメント障害/反応性愛着障害 「DSM-5 を読み解く 4—伝統的精神病理, DSM-IV, ICD-10 をふまえた新時代の精神科診断 不安症群, 強迫症および関連症群, 心的外傷およびストレス因関連障害群, 解離症群, 身体症状症および関

連症群」中山書店、東京、2014

研究発表

Kimura, Kamo, Ito et al. The relationship among mother's depression, her self-evaluation as a mother and a child's problem behaviors, the 6th congress of international women's mental health, 2015

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得 なし。
2. 実用新案登録 なし。
3. その他 なし

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業
(障害者政策総合研究事業(精神障害分野))

被災地における精神障害等の情報把握と介入効果の検証及び介入手法の向上に資する研究

平成 26 年度 分担研究報告書

災害時における調査研究の実施体制の検討

分担研究者 飯島祥彦¹⁾

1) 名古屋大学大学院医学系研究科 生命倫理統括支援室

研究要旨

【目的】災害時の調査研究（災害研究）が適正に実施されるためには地方自治体である市町村の果たす役割が重要である。市町村が災害研究の実施に関してどのような役割を担うべきか明らかにするために市町村に対して質問紙調査を行った。

【方法】東日本大震災で大きい被害を被った岩手、宮城、福島の三県の全 127 市町村の総務課、産学連携課の担当者に対して無記名質問紙調査を実施した。

【結果】回答した市町村は 60 (回答率 47.2%) であった。研究機関と共同研究をしている市町村 9 (18.4%)、研究機関と協定を締結している市町村 22 (36.7%)、市民から苦情を受けた経験がある市町村 6 (10%) であった。自由記載欄にて、事務負担の増大を懸念する記述があった。また、苦情の具体的な内容として、研究の重複、研究成果の還元のないこと、研究成果が政策へ反映されていないこと、が挙げられていた。

【考察】被災地の自治体である市町村が災害研究に対してどのようなスタンスで望んだらよいのか、戸惑っている現状が明らかとなった。研究者と研究参加者となる被災者（住民）とが信頼関係を構築するためには地方自治体である市町村の役割が重要である。市町村の事務負担の増大に配慮しつつ、災害研究の管理や市民への成果の還元を図っていく必要がある。

A. 研究目的

地震や台風などの自然災害やテロ（以下「災害」）が発生した直後、被災者や犠牲者（以下「被災者」）を対象として、メ

ンタルヘルスに関する調査研究（以下「災害研究」）が行われる。このような災害研究は、災害によるトラウマを理解し、将来、災害が発生した際、被災者に対し適

切な精神医療を実施し、被災者の被害を最小限にするためには不可欠である。また、災害後の被災者の状況を正確に調査するためには、被災直後に迅速に調査を行う必要がある¹⁾。

一方、災害により、ストレスに曝され心身ともに過酷な状況にある被災者を調査の対象とするため、研究参加者となる被災者の権利・利益の保護が要請される。災害の発生時には、内容の重複した調査研究が集中して実施されるため、研究参加者は、短期間に多数の調査研究への参加を余儀なくされ、過度な負担を強いられることがある。そのため、各々の調査研究自体には倫理的問題がなくても、多數になると深刻な問題を引き起こすことに留意する必要がある²⁾。

東日本大震災においても、被災者が同じ内容のアンケートに5回も協力を求められたケースの報告がなされている³⁾。また、緊急事態がゆえに、平常時の臨床研究の実施要件とされる疫学研究に関する倫理指針等行政指針に規定された手続を踏まずに災害研究が行われている事態を懸念する声があがっている。このような状況を懸念し、日本精神神経学会は、「東日本大震災被災地における調査に関する緊急声明文」を発表し、適切に研究が実施されるよう注意を喚起している⁴⁾。また、厚生労働省は、災害時の調査研究を実施するにあたっては、当該被災地の自治体と十分に調整することを要請している⁵⁾。

平成26年11月、災害時の研究の調査研究を適切に実施するために考慮しなければならない事項⁶⁾について、被災地

の地方自治体の研究を担当する者を対象として質問紙調査を行った。質問紙調査の結果から、災害時の調査研究において地方自治体である市町村がいかに関与するべきか、関与の在り方について考察を行い、災害時の調査研究の対応ガイドラインを策定するための知見を得ることを試みる。

B. 研究方法

1) 平成26年度は、災害時における調査研究の実施状況について被災地の市町村に対して、質問紙調査を行った。

(1) 質問紙調査の対象

東日本大震災で被災した福島県、宮城県、岩手県の全市町村127市町村を調査の対象とした。

(2) 調査方法と調査項目

質問紙調査は、市町村で研究に関する事務を担当している総務課、または、産学連繋課宛に郵送による無記名自記式質問紙調査により行った。調査項目は、①研究機関との共同研究の有無、②研究機関との協定の有無、③研究について苦慮した経験の有無、④市民からの苦情の有無、⑤被災地の研究機関の関与の必要性、⑥研究チームの救助チームからの独立性の要否、⑦災害発生直後の調査の可否、⑧自由記載である。なお、本調査は名古屋大学医学部生命倫理員会により審査・承認（簡易審査）されている。

C. 結果

1) 回答率

福島県、宮城県、岩手県3県の全市町村127市町村のうち61市町村から回答があった（回

答率：48.0%）。福島県は 59 市町村のうち 28 市町村（回答率 47.5%）、宮城県 35 市町村のうち 18 市町村（回答率 51.4%）、岩手県 33 市町村のうち 15 市町村（回答率 45.5%）であった（図 1）。

2) 各調査項目の結果

災害についての共同研究の実施については、10 市町村（16.4%）がありと回答した。災害研究に関して研究機関と協定を締結しているか否かについては、22 市町村（36.1%）があると回答した（図 2）。災害研究に関して対応に苦慮した経験の有無については、2 市町村（3.3%）があると回答した。住民からの苦情の有無は 6 市町村（9.8%）があると回答した（図 3）。災害研究の実施において被災地域の機関が関与するべきかについては、10 市町村（16.4%）が可能と回答した。研究チームの救助・診療からの独立性については、必要と回答した自治体は 5（8.2%）に留まった。災害直後の調査研究の可否については、21（34.4%）の市町村が可能であると回答した一方、不可と回答した市町村は 18（39.5%）であった（図 4）。自由記載欄では、住民からの苦情の内容、研究機関との関係についての記述があった。苦情としては、仮設住宅でのアンケート疲れ、繰り返し類似のアンケートの実施、意味のないワークショップの開催、研究結果の還元がない、研究が政策につながっていない、などの記述があった。また、研究機関との関係では、研究機関からの研究の申し入れを断る負担、研究機関の都合に振り回された、研究機関の実働部隊にさせられたなど、事務負担の増大に関する記述があった。

D. 考察

本研究は、災害時の調査研究に関して被災地の自治体の研究担当者を対象に質問紙調査を実施し、災害時の調査研究の対応ガイドラインを策定するための知見を得ることを試みるものである。

研究機関と共に災害研究を実施している自治体は 10 市町村（16.4%）、研究機関と協定を締結している自治体は 22 市町村 36.1% に留まっていた。研究機関は調査地域の自治体と協定などを締結することが求められているが、必ずしも自治体が関与している事例は多くないことが推測される。

研究の集中など、災害研究に関して対応に苦慮した自治体は 2 市町村（3.3%）、住民からの苦情の有無は 6 市町村（9.8%）に留まった。研究の集中など被災者が研究の対象となることで過度の負担を負い、自治体に苦情を述べるという状況は少数にとどまっている。質問紙の自由記載欄では同種のアンケートが重複して行われたとの報告もあり、研究の集中が実際に多発し、被災者が困難な状況に陥っていたかはさらに検証が必要である。

研究チームの救助・診療からの独立性が必要と回答した市町村は少数にとどまり、倫理審査委員会の委員長・事務局に対する調査とは異なる結果となった⁷⁾。その理由としては、市町村は被災地の現場で被災者の救助を行うなど、被災現場の近くに位置している。研究チームは救助とは独立する体制が望まれ、インフォームド・コンセントは落ち着いた場所で取得するなど、災害研究の実施に際して

は、被災者の権利・利益を保護する体制が求められると一般的には考えられているが、救助や診療と調査を区別することは現実的には困難であると考えていることを挙げることができる。被災地域の機関の関与の必要性については、必要とすると回答した自治体は9市町村（15%）にとどまった。ただし、不要とする回答も15市町村（24.6%）と少なく、被災地の実情が分かっている被災地の機関が一定程度関与するべきとする余地はあるように思われる。

被災直後は被災者の生命・身体の安全を確保しなければならない。そのような状況で調査を実施することができるかが問題となる。この点、21市町村（34.4%）は可能、18市町村（39.5%）は不可と回答した。被災直後の災害によるトラウマを理解するためには、被災直後に調査する必要がある。災害直後とは、災害による破壊が進行中である状況であるが、具体的には判断が難しい。「煙などが巻きあがっている状況」とする報告⁸⁾もあるが、このような状況においても約60%の市町村は調査研究の実施に否定的ではないことが判明した。

自由記載欄にて、「研究結果の意味のないワークショップの開催」、「研究結果の還元がない」、「研究が政策につながっていない」との報告があり、研究者は、調査対象とした研究参加者に研究の進捗状況を公開し、研究の意義・有用性を説明し、理解を求める必要があることが推測された。そのためには住民を対象とする説明会やシンポジウムなどを開催することが有効であり、市町村が共催するなど

の関与が望ましい。また、自治体の事務負担の増大を懸念する回答が散見された。「研究者からの研究の申し入れを断る負担」、「研究機関の都合に振り回された」、「研究機関の実働部隊にさせられた」「倫理の専門家がいない」などの記述があり、災害研究を実際に実施する上で、被災して業務量が増大している市町村の事務負担を軽減する配慮が必要であると考えられる。少なくとも、自治体には研究倫理指針を把握した職員の配置が望まれる。

本研究は、災害時の調査研究に関して被災地の自治体を対象として実施した数少ない質問紙調査であり、災害時の調査研究の対応ガイドラインを策定するための有用な知見を得ることができたと考える。

本研究の調査の限界として、回答率が48.0%と必ずしも高くなかったため、被災地全体の自治体を網羅しているわけではないこと、複数の担当部署が調査研究の窓口になっている場合があり、当該自治体全体としての回答と評価することができないことが、課題として残った。

E. 結論

災害時の調査研究では、迅速な研究の実施と、研究参加者となる過酷な状況にある被災者の権利・利益の保護を実現しなければならない。そのためには、研究者と研究参加者となる被災者（住民）とが信頼関係を構築することが求められる。定期的に説明会を開催し、研究参加者の苦情の窓口になるなど、被災地の自治体が果たす役割は大きい。災害研究の管理や市民への成果の還元を図っていく必要がある。

しかし、自治体の事務負担の増大に対する懸念に配慮しなければならない。被災地の自治体である市町村が災害研究に対してどのようなスタンスで望んだらよいか、戸惑っている現状が明らかとなった。研究者と自治体は、互いの立場を尊重し、協働して災害研究を実施できる体制を構築する必要がある。

【参考文献】

1. Zack N : Ethics for Disaster. Rowman & Littlefield Publishers Inc : Maryland. 2009
2. 柴田明憲 : 災害時の学術調査と研究者の倫理. 建築雑誌 116 (7) : 35-36, 2001
3. 黒澤美枝 : 被災地域からの経過と課題についての報告. 精神神経学会誌 113 (8) : 750-761, 2011
4. Iijima Y et al : Necessity for Ethical Consideration of Research in the Aftermath of Disaster. Psychiatry and Clinical Neuroscience 65 : 535-536, 2011
5. 厚生労働省 : 被災地で実施される調査・研究について. 平成 23 年 5 月 16 日
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuit>
6. 飯島祥彦 : 災害時の調査研究の倫理. 生命倫理 24(1) : 52-59, 2014
[e/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/hisaichi/jimurenraku.html](http://bunya/hokabunya/kenkyujigyou/hisaichi/jimurenraku.html) (2015/1/31)
7. 飯島祥彦 : 災害時における調査研究の倫理審査の現状に関する調査. 大規模災害や犯罪被害者等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究—平成 25 年度分担研究報告書 : 9171-177, 2014
8. Katz C.L. : Psychiatric Evaluation. in Katz C.L et al : Disaste Psychiatry. American Psychiatric Publishing Inc : Washington DC. 2011nc : Maryland. 2009

F. 研究発表

1. 論文発表

飯島祥彦 : 災害時の調査研究の倫理. 生命倫理 24(1) : 52-59, 2014

2. 学会発表

飯島祥彦 : 災害時（被災者）の調査研究に対する倫理審査の現状に関する調査. 第 26 回日本生命倫理学会年次大会（2014 年 10 月 25 日）

武藤香織、会澤久仁子、岩江莊介、飯島祥彦、鈴木美香 : 研究倫理支援の世界にようこそ！. 第 26 回生命倫理学会年次大会公募ワークショップ（2014 年 10 月 26

日)

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
2. 実用新案登録
3. その他

以上、全てなし

図1

回答率		
福島県	59市町村	28市町村 (47.5%)
宮城県	35市町村	18市町村 (51.4%)
岩手県	33市町村	15市町村 (45.5%)
合計	127市町村	61市町村 (48.0%)

調査の対象

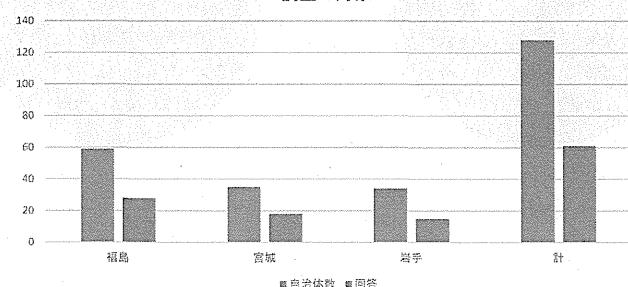
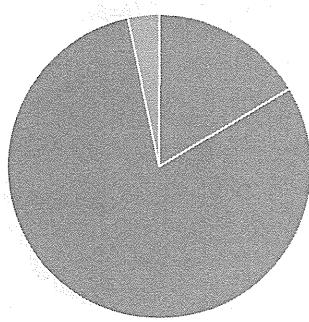


図2

共同研究(n=61)



協定(n=61)

■ある ■なし ■不明

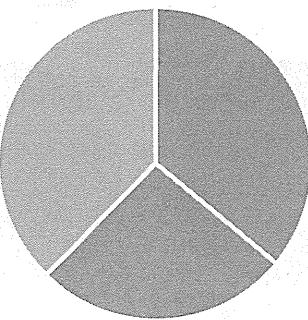


図3

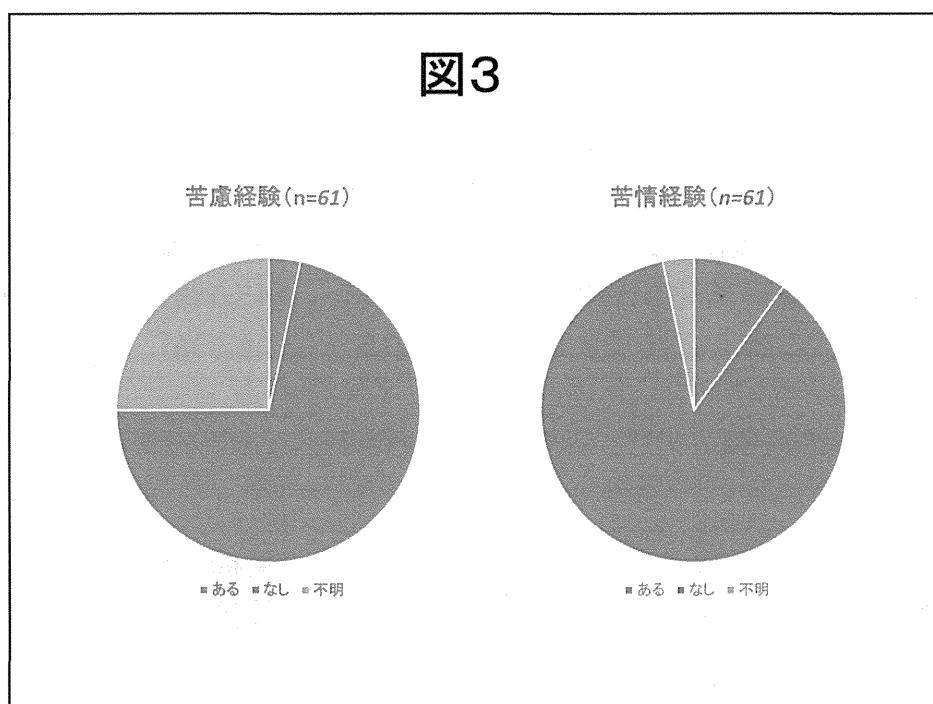
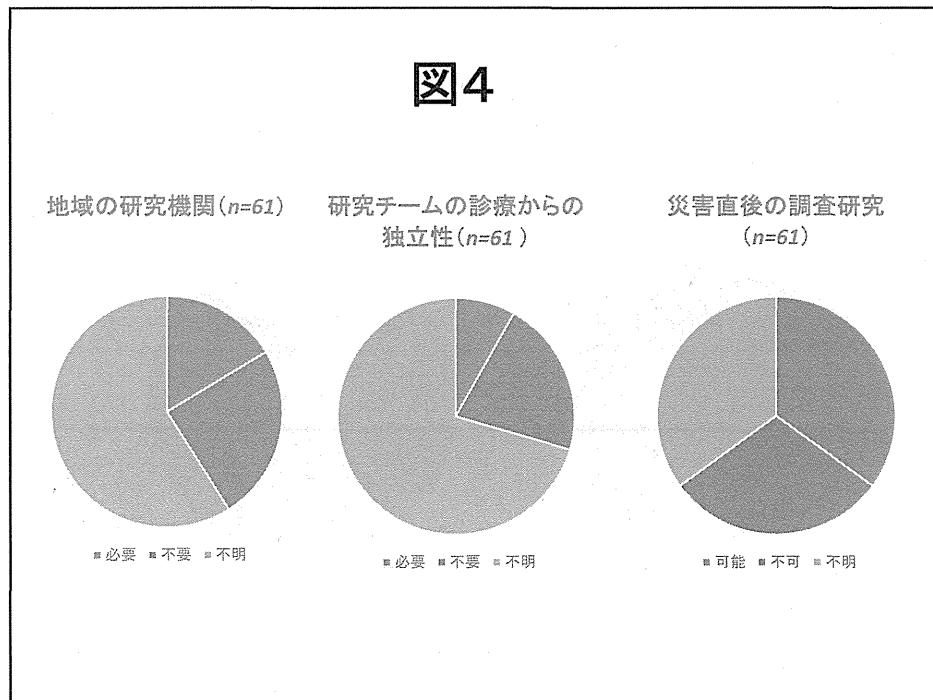


図4



厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業

（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））

被災地における精神障害等の情報把握と介入効果の検証及び介入手法の向上に資する研究

平成26年度 分担研究報告書

大災害時における精神科病院に対する支援体制についての研究

研究分担者 千葉 潛（青南病院、公益社団法人日本精神科病院協会）

研究協力者

富松 愈（三池病院） 松田 ひろし（柏崎厚生病院） 南 良武（木島病院）

林 道彦（朝倉記念病院） 森村 安史（大村病院） 伴 亨（平和台病院）

高階 憲之（南浜中央病院） 渡部 康（桜ヶ丘病院） 杉山 直也（沼津中央病院）

佐久間 啓（あさかホスピタル） 沼田 周一（安田病院）

研究要旨

2011.3.11 の東日本大震災は、被災地域に多数の犠牲者と甚大な爪痕を残し、4年を経過した現在でも復興や再生が進んでいない。一方で、南海トラフ地震や首都直下型地震の到来が予測されるなど、新たな危機が迫っている状況にある。精神科病院は病床規模が大きく、担送や護送といった患者が数多く入院している。大規模災害時において、被災被害はもとよりライフルインや通信の途絶によって孤立しやすく、救援の遅延がおこりやすい。このための人的な被害も生じる可能性が高く、実際に東日本大震災では、被災時だけでなくその後の支援体制の不備により多くの入院患者の人命が失われた。悲惨な経験を再び繰り返すことを防止するために、現状の災害対応整備状況について被災3県を除く全国の民間精神科病院1141ヶ所に調査をおこない、それらの問題点を明らかにし、どのような災害対策を行うべきかを検討してマニュアルの作成ガイドを編纂し提供するとともに、医療計画の災害医療事業において「災害拠点精神科病院」の設置・位置づけが必要であることを強く求め、その備えるべき役割機能や設置基準を提言した。

A. 研究目的

- 1、精神科病院における災害対応整備状況についての調査を行ない、現状を把握するとともに必要な支援を検討する。
- 2、災害医療の拠点となる災害拠点精神科病院の機能と役割について検討し、それらの規格を取り纏める。
- 3、精神科病院における災害対策マニュアルの作成方法について検討し、とりまとめて、精神科病院が対策を強化するための支援をおこなう。

B. 研究方法

- 1、東日本大震災の被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を除く全国の民間精神科病院（日本精神科病院加盟病院：1141病院）に対して、災害対応整備状況の調査をおこない、結果を精査する。（被災3県は別の分担研究で行うこととなっている。）
- 2、災害拠点精神科病院の機能・役割とそれらが有すべき規格について協議し、とりまとめをおこなう。
- 3、精神科病院の災害対策マニュアルの作成方法について協議し、とりまとめて、作成ガイドラインとして提供する。

C. 研究結果

- 1、公社)日本精神科病院加盟の1141病院を対象に調査を行った。回答は474病院で回答率は41.5%であった。調査内容および結果については、別添の調査結果報告書を参照のこと。
- 2、災害拠点精神科病院の機能・役割・設置基準については、別添の災害拠点精神科病院の検討報告を参照のこと。
- 3、精神科病院における災害対策マニュアルの作成ガイドについては別添の制作した冊子を参照のこと。

D. 考察

- 1、災害対応整備状況の調査について
東日本大震災(2011.3)を機に、防災訓練の実施や防災対応マニュアルの作成などが

行われた病院はそれ以前に比して年々増加している。災害時の協力連携体制については総合病院と精神科病院の連携を締結している状況にあり、転院・物資・職員の確保といった内容で、災害時に精神科病院患者の転院の問題は危機感を有している。一方で、特に連携について体制構築を行う予定がないとする病院が半数あり、大災害時には連携していても個々の病院間では支援が得られないと判断されているものと思われる。緊急時の業者による物資供給等の契約については、やはり大震災を機に締結を行うようにした病院が多くなっており、その内容は東日本大震災で問題となった燃料供給についての契約が一番多かった。

診療録のバックアップについては、電子カルテ・紙媒体ともにあまり行われていない状況がある。停電や流出などによって診療録の確認が出来ず混乱する事態について、危機感を持ち対策を講じる必要がある。電子カルテのデータを退避させても、それらを災害時に呼び出せることについても対応がなされなければならない。

ライフラインの断絶時対応について、給水設備として井水を利用できる病院が7割弱あり、給水について半数の病院で飲用できる状態にある井水を備えている。水質検査の定期的実施などで飲水可能な井水とする管理が行われることで、断水への対応が強化されると考える。自家発電設備を有する病院が7割を超えており、その電力供給時間については中央値で6時間と災害時には短すぎることから、発電のための燃料備蓄量を増やす等の対応が望まれる。多くは照明設備やコンセントに電力提供されている。暖房設備への供給はわずかであるが、

これらは動力電源であることから電気消費量も大きく、自家発電対応が難しいことがうかがわれる。燃料確保については、広域災害の場合に極度に供給低下をした車両燃料（ガソリン）についての危機感によるものか、備蓄をおこなう病院が見られている。医薬品備蓄は1週間分あるいは3日間分という病院が多かった。食料備蓄は3日間分（9食分）が標準的であった。備蓄場所の大半が地下や1階となっていたことは、津波や洪水災害において、これらが消滅したり使用不能になってしまふ懸念が大きい結果となっている。

通信設備については、多くの病院において災害時に有効な通信手段を有しておらず、脆弱な状況が明らかになった。停電時には使用できなくなる光電話等の普及に対応する等の対策が必要であるとともに、電話が使えない場合の緊急連絡方法についても構築が必要である。

建物の耐震化については、使用中の建築物が旧耐震基準であり、かつ耐震診断を受けていない部分を有している3割の病院があった。早急な耐震診断実施と満たしていない場合の耐震化あるいは建替えを進めなければならないと考える。

被災時の移送（転院や避難）について有効な移送手段を有していない状況が明らかとなった。護送・担送が必要な患者は入院の4割弱も存在し、長時間の移送に耐えられないと予想される患者数も、1病院あたり30人（中央値）に及ぶことがわかった。東日本大震災時においても、精神科病院の入院患者は広域避難の活動において対象から欠落させられ、避難対応が大幅に遅れたあげく移送中に多くの死者を出したことは痛

恨の事例として残っている。しかし、この状況は一向に改善が為されていないことがはっきりした。早急な体制の構築をおこなう必要がある。また、避難所などの避難先については、専用でなければ避難しない方が良いという結果となっていて、精神科病院入院患者の特殊性が浮き彫りにされた。避難命令を発する側も、これらの状況を充分に配慮して柔軟な対応をする必要がある。災害時の被災病院からの患者転院受入れについては、受入可能人数は中央値で10人・平均値で33人となっており、各々の病院の状況により受入人数について差があることから、平時において各病院の災害時転院受入れ可能の状況について把握する必要がある。一時的に許可病床を超過しても、人員基準や空間として医療法基準を順守することができるとした受入可能人数は、中央値で10人・平均値で25人だった。

精神科緊急医療チーム（DPAT）の常設については、難しいとした病院が6割を超えた。人員確保と経費捻出の問題が困難な理由として挙がっている。遠方の支援ではなく、近隣（日帰り可能な地域）の支援といった限定業務であれば、配備が進むと考えられる。これらについては、構造のあり方や役割機能について検討が必要である。半数の病院において、災害時の拠点支援機能に協力出来るとしており、特に物資の集積スペースや物資の搬送車両、支援スタッフの使用する部屋等についてはそれらの殆どの病院で提供可能としている。

2、災害拠点精神科病院の機能・役割・規格について

以下の機能・役割・設置基準を検討した。
1) 災害拠点精神科病院の必要性とその機

能・役割

- i. 災害発生時の災害地への精神科医療サービスの直接的提供
 - ①発生時初期における 24 時間の診療応需対応。
 - ②避難所や被災家庭における精神疾患者の増悪あるいは発生に対する緊急収容受け入れ。
 - ③被災病院からの転院患者の一時的受け入れ。
 - ④被災地への精神科医療チーム (DPAT) の即時的派遣。
- ii. 災害発生地の被災精神科病院等への診療および運営支援
 - ①被災精神科病院への人材支援派遣（初期対応支援に限る）。
- iii. 災害時緊急精神科医療チーム (DPAT) の受け入れと派遣地調整
 - ①各地からの災害緊急精神科医療チーム (DPAT) の派遣配置場所・日程の調整。
 - ②各々の精神科医療チームの情報集結と共有のためのスペース等の提供
- iv. 支援物資の一次集結と被災地精神科病院等への物資配達
 - ①必要な支援物資の要求・物資の受け入れ・集結
 - ②状況に応じた物資の配達
 - ③業者との協調による医薬品の供給等
- v. 被災地状況の情報収集と集約および関係機関との連絡調整
 - ①災害対策本部や市町村、消防隊など関係団体との連絡調整・情報交流
 - ②地域の医療機関、医師会等との連絡調整と協調。
 - ③その他の関係団体などとの連絡調整
- vi. 後方支援の精神科病院等の支援要請および患者搬送手配の支援

- ①全国的な精神科医療機関団体との緊密な連携による後方支援体制の確立。
 - ②災害対策本部等との連絡、搬送などの支援要請。
- 2) 災害拠点精神科病院の設置基準
- i. 災害拠点精神科病院として、下記の運営が可能なものであること。
 - ①災害発生後すみやかに、24 時間緊急対応し被災地内の精神科診療を必要とする傷病者等の受入および搬出を行うことが可能な体制を、2 週間以上保持すること。
 - ②災害発生時に、被災地からの傷病者の受け入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、とりあえずの精神疾患重症患者の搬送先として重症患者を受け入れること。
 - ③精神保健指定医を含む災害派遣精神科医療チーム (DPAT) を保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関の災害派遣精神科医療チーム (DPAT) などの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
 - ④応急入院指定施設および精神保健福祉法による指定病院であること。
 - ⑤地域の関係機関とともに定期的な訓練を実施し、災害時に医療機関を含む地域の関係機関への支援体制を整えていること。
 - ⑥常勤の精神保健指定医が 2 名以上、従事されていること。
 - ⑦医療法上 3 : 1 以上の看護配置体制の病棟を有していること。
 - ⑧全国的な精神科医療機関団体（日本精神科病院協会・全国自治体病院協議会）に所属し、災害発生時にそれらの後方支援を受

けることが出来る体制を整えていること。および都道府県医師会および区郡市医師会に所属し、災害医療の連携がとれる体制を有していること。

ii. 施設および設備

【医療施設】

ア、施設

災害拠点精神科病院として、以下の診療施設等を有すること。

①病棟および診療部門等において、精神科救急診療に必要な管理体制を設けるとともに、災害時における患者診療の増加時に対応可能なスペースおよびベット（簡易でも可）等の備蓄スペースを有することが望ましい。

②診療機能を有する施設は耐震構造（あるいは新耐震基準に合致）を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造であることが望ましい。

③診療機能など、病院の基本的な機能を維持するために必要な設備に支障をきたさない、適切な発電能力のある自家発電機等から電源の確保が行われていることとし、3日分程度の燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

④適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害診療に必要な水を確保すること。

イ、設備

災害拠点精神科病院として、以下の診療設備等を有すること。

①衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。ま

た複数の通信手段を有していることが望ましい。

②広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練をおこなっておくこと。

③患者多数収容時の、病棟における病床転用スペースとベッド等(簡易ベットやマット可)を、許可病床の10%以上有すること。
④被災地における自己完結型の精神科医療に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食糧、生活用品 等

ウ、その他

災害拠点精神科病院の立地場所は、地域の各種ハザードマップにおいて出来る限り被災を受けない地域に位置していること。

食料・飲料水・医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難になることを想定しておくことが望ましい。

また、食料・飲料水・医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと（ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点精神科病院への対応が含まれている場合は除く。）。

【搬送等の車両関係】

①災害派遣精神科医療チーム(DPAT)の派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。その車両には、応急用医療資器材、テ

ント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

②緊急支援物資を輸送することに利用できる荷物積載車両（乗用車を除く）を用意できること。

③一度に多人数（8人以上）を搬送できる車両を用意できること。なお、さらに車椅子搬送や寝台（ストレッチャー）搬送が出来る車両を用意できことが望ましい。

④車両の燃料等について、災害時優先的に供給する旨の契約を燃料販売業者と締結していること。

3) 災害支援物資

災害支援物資を集積し仕分けできる、合計100m²以上の仕切られた屋内空間（倉庫利用できる部屋など）を準備できること。

また、災害支援物資の管理担当者を配置できること。

4) その他

災害拠点精神科病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点精神科病院が要件に合致しているかどうかを毎年（原則として4月1日時点）確認し、指定要件を満たさなくなった場合は、指定の解除を行うこと。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点精神科病院は、厚生労働省および都道府県のおこなう調査に協力すること。

5) 適正な設置の考え方

概ね人口規模50万人から80万人程度に1か所を指定するのが適正と考えられる。都道府県においては、相互に補完的な役割

を果たすことを念頭に地理的状況を考慮して複数の設置をおこなうこと。（出来るだけ距離を離して設置する。）

ただし大都市圏（東京都・大阪府）においては、精神科病院の地理的偏在がみられていることから、それらの特性を考慮するものとする。

3、精神科病院における災害対策マニュアル作成ガイドについて

以下の内容を検討し、作成ガイドを作成した。

（災害対策マニュアル作成ガイド目次）

I、震災のための事前対策

i. 災害に備えて

- ①災害のリスク分類
- ②地理的要因の情報収集
- ③構造上の対策
- ④患者さんの安全確保のために
- ⑤情報・重要書類の保全

ii. 組織運営

- ①精神科病院職員としての災害発生時の構え
- ②病院における防災組織について
- ③災害対策本部構成員の職務と役割
- ④職員非常参集
- ⑤災害時の通信連絡

iii. 情報通信の確認

- ①情報通信手段の確認
- ②衛星携帯電話
- ③災害用伝言ダイヤルサービス
- ④SNSの活用

iv. 地域ネットワーク

- ①防災マップと避難所の指定
- ②緊急連絡体制の整備
- ③地域の医療機関や行政との連携
- ④災害拠点病院との連携
- ⑤避難所としての役割

v. 備蓄品の整備・点検

- ①建物・設備
- ②給水・下水設備

- ③電気・燃料
 - ④医療機器・医療用ガス
 - ⑤医薬品
 - ⑥医療材料
 - ⑦食料
 - ⑧その他、初動持ち出し
- II. 震災発生時の対応
- i. 震災発生時の初動対応・初動対応フローチャート
 - ①初動対応フローチャート
 - ②災害発生直後
 - ③災害発生数分～数時間後
 - ④震災時のリスクマネジメント
 - ii. 医療救護活動
 - ①医療救護活動
 - iii. 応援要請
 - ①応援医療救護班の受け入れ
 - ②ボランティア・支援物資の要請
 - ③広報活動
- III. 災害時のこころのケア
- i. 災害時のこころのケア
 - ①こころのケアの基本
 - ②地域のこころのケアの拠点として
 - ③職員のこころのケアについて
 - ④精神疾患患者への対応
- IV. リスト・書式一覧
- ①初動持ち出しリスト(医材料・事務用品)
 - ②備蓄品リスト(食料)
 - ③備蓄品リスト(飲料水)
 - ④災害時医薬品チェックリスト
 - ⑤被災状況リスト(病棟用)
 - ⑥被災状況報告書(病棟用)
 - ⑦患者・職員被害状況チェックリスト
 - ⑧施設設備被害状況チェックリスト
 - ⑨避難所訪問時携帯薬リスト
 - ⑩自主点検検査表
- E. 結論
1. 災害対応整備状況の調査について
- 東日本大震災(2011.1)は多くの精神科病院に災害時対応の危機感を喚起したことが、

災害後の各病院の対応整備状況から明らかとなった。給水・電力供給・各種備蓄などの、病院の整備努力によって対応強化されることは進めることが出来るが、大規模な投資が必要とされる建築耐震化建替えや大規模自家発電装置などの整備には、国の補助施策が必要である。

今回調査では、被災した場合の入院患者等の移送方法や避難先・転院先についての対策が、ほとんど進んでいないことがわかった。何よりも優先して、これらの有効な対策を講じる必要がある。また、災害発生時に精神科病院の支援をおこない精神科医療の対応拠点となる機能を果たす病院の存在が必要である。

2. 災害拠点精神科病院の機能・役割・規格について

現在、医療計画において災害医療に精神科医療の記載はない。一般医療とは異なる特殊性を持つ精神科医療の災害時対応について、一般医療における災害拠点病院と同等に「災害拠点精神科病院」を設置することを明記し、早急に配備を進めるべきである。

3. 精神科病院における災害対策マニュアル作成ガイドについて

この「災害対策マニュアル作成ガイド」は、普遍的な災害対策マニュアルでは有事において役立たないとの認識から、検討し編纂されている。実際に役に立つマニュアルを作るには、病院の立地する状況から考えうる災害を想定し、その病院にとって必要な備えである「防災計画」を作成する必要がある。その過程の中で、マニュアルを頭に叩き込む作業をおこなう。被災直後の初動においては、その頭に叩き込まれたマニュアルこそが役に立つ・・・という考えのもとで、作成の過程において、各々の病

院が災害対応について熟慮と協議を重ね、独自の災害対策を組み立てる作業にこそ、有事への備えが出来上がると結論づけている。

これらの成果を日本精神科病院協会加盟病院すべてに配布し、また協会のホームページで公開して提供に努めることとしている。

F. 健康危険情報
なし。

G. 研究発表
1. 論文発表
なし。

2. 学会発表
なし。

H. 知的財産権の出願・登録状況
なし。

I. 引用文献等
なし。

民間精神科病院における 災害対応整備状況についての調査報告書

平成27年2月13日

「大災害時における精神科病院に対する支援体制についての研究」班
研究分担者 千葉 潜（青南病院、公益社団法人日本精神科病院協会）
研究協力者 富松 愈（三池病院） 松田 ひろし（柏崎厚生病院）
伴 亨（平和台病院） 高階 憲之（南浜中央病院）
渡部 康（桜ヶ丘病院） 杉山 直也（沼津中央病院）
沼田 周一（安田病院）

日精協加盟病院への災害対応整備状況についての調査　まとめ

東日本大震災で大きな被災を受けた3県（岩手県・宮城県・福島県）を除く全国の日精協加盟病院を対象に、災害対応整備状況についての調査を行った。

1、調査の対象と回収

調査対象病院数は1141病院であり、474病院から回答を得た。回答率は41.5%であった。

2、調査の結果

問1：地震保険の加入状況

有効回答472のうち、142病院が加入(30.1%)し、加入していない病院の理由は保険料が高額(60.4%)、ついで必要が無い(16.3%)・保障内容が不十分(10.4%)であった。

問2：防災訓練の実施状況

震災(2011.3.11)以降の実施状況は、災害年(2011)14.3%から、翌年(2012)23.1%、翌々年(2013)28.4%、さらに一昨年(2015)34.2%と、年々防災訓練の実施が増えている傾向にある。参加人数は病院規模にもよるが平均値で職員67.5人患者131.7人であった。

問3：防災マニュアルの整備状況

策定している病院は、78.8%に及んでいることが分かった。そのうち51.1%について、災害以降(2011～)に策定している。災害時に職員の非常呼集規定を定めているところは76.4%であった。

問4：災害発生時の支援協力体制の構築状況

災害発生時の支援協力について他の医療機関との間で連携体制を構築できていると回答されたのは17.9%で現在検討中は35.1%であった。一方で半数近くにおいては今後も構築する予定はない(47.1%)と回答している。

現在連携している、あるいは連携を検討中の連携先診療科は、総合病院(47.2%)と一番多く、ついで同じ精神科病院が32.9%であった。内容については、転院先の確保(45.1%)・物資等の確保(31.2%)・医療スタッフの確保(23.6%)の順があげられた。

問5：緊急時に備えた業者等との契約状況

食品(給食)についての契約と契約書を交わしている(51.9%)・口頭での契約を